

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	自然保護課	整理番号	1-6
処分の種類	原因者への工事費用負担命令			
根拠法令条例等・条項	自然公園法第59条			
処分の概要	県は他の工事又は他の行為により公園事業の執行が必要となった場合においては、その原因となった工事又は行為について費用をい負担する者に、その公園事業の執行が必要となった限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に処分事例がないため)			
基準の制定根拠	—			